

第2章

目標実現に向けての取り組み

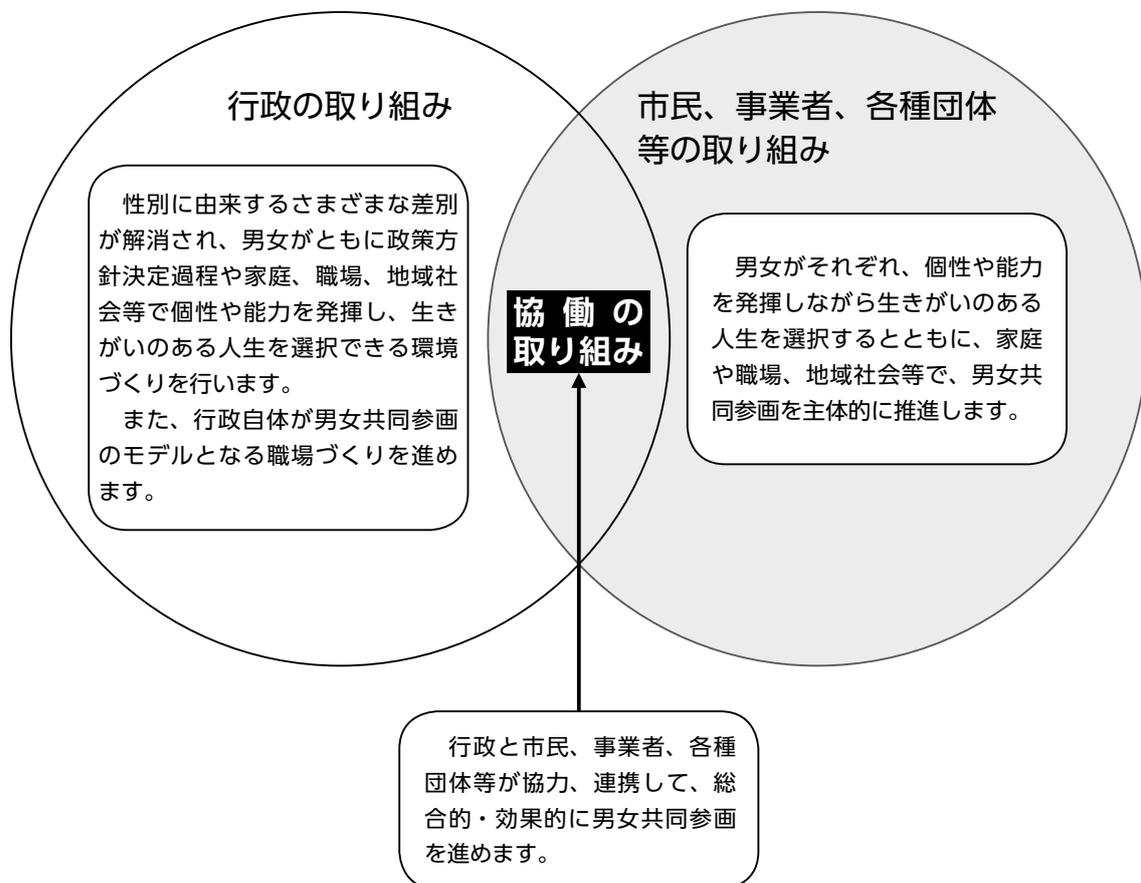
目標実現に向けた取り組みのあり方

この章では、生駒市がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、第1章に掲げた3つの基本目標を達成するため、行政と市民、事業者、各種団体等のそれぞれの取り組みについて示しています。

行政の取り組みは、男女共同参画社会の形成に向けての環境づくりや、市民、事業者、各種団体等との協働による取り組み、行政が男女共同参画のモデルとなる取り組みなどで、具体的な施策の項目や内容を提示しています。

市民、事業者、各種団体等の取り組みは、それぞれ家庭や職場、地域社会等で男女共同参画を主体的に推進するための行動について、具体的に示しています。

■行政と市民、事業者、各種団体等の取り組みイメージ



基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の意識づくり

基本方針1 人権意識の高揚と男女共同参画についての理解の促進

【現状と課題】

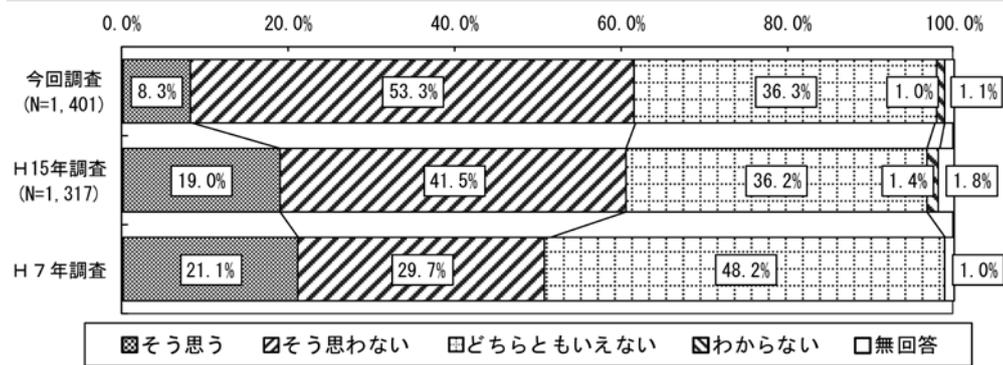
男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。男女共同参画社会基本法[※]が制定されて15年が経過しましたが、男女共同参画が働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解されてきたとは言えない状況にあります。

人々が性別にかかわらず、その意思と能力をもってあらゆる分野に参画していくためには、男女の固定的な性別役割分担意識[※]が払拭される必要があります。平成25年度に実施した「男女共同参画・人権についての市民アンケート調査」（以下、「市民アンケート」という。）によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な考えを示す人は、53.3%（女性55.5%、男性50.6%）、肯定的な考え方を示す人は8.3%（女性4.8%、男性12.2%）となっており、平成15年調査と比べて否定的な意見が増加し、固定的な性別役割分担意識は解消に向かっている現状が見受けられます。しかし、実際の生活では家事・子育て・介護などの大半を女性が担っており、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、今後も幅広い層に向けた意識啓発が必要と考えられます。

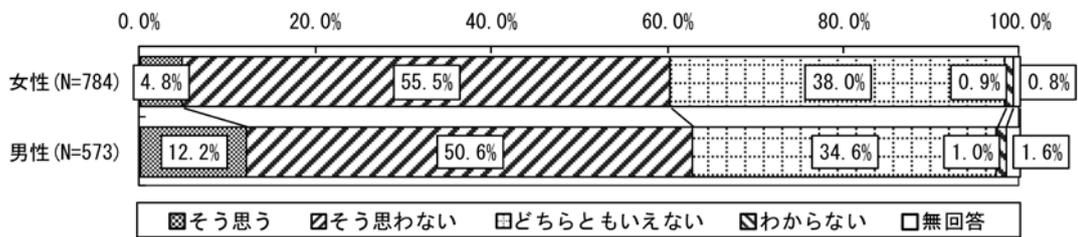
※男女共同参画社会基本法：81ページ参照

※性別役割分担意識：1ページ参照

■性別役割分担意識—経年変化

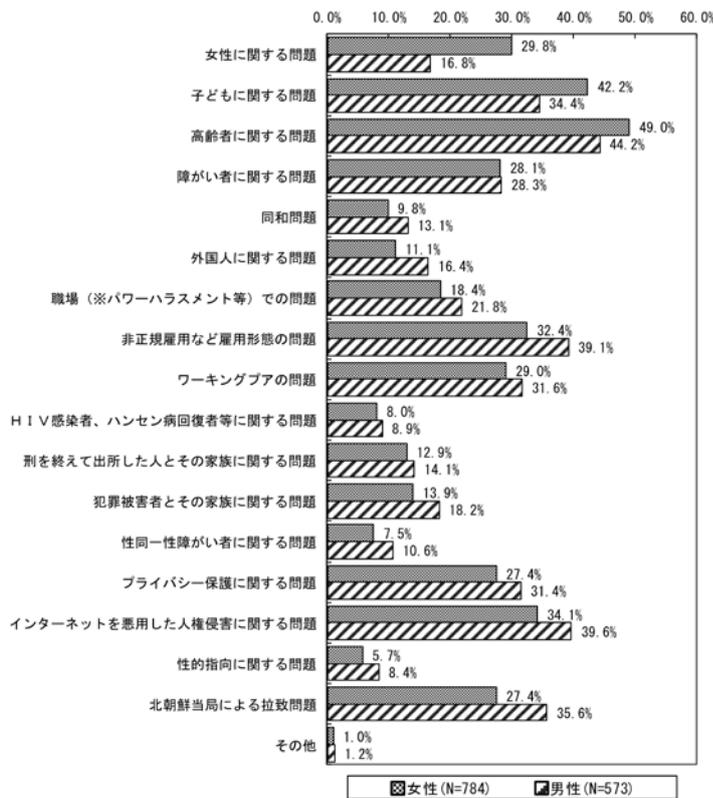


■性別役割分担意識—性別



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

■関心のある人権問題—性別



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

【基本施策の概要】

人はそれぞれ違った個性を持った存在として、自分らしく自由に生きたいという共通の願いを持っています。そして、その願いは基本的人権としてだれにでも平等に保障されています。

しかしながら、性別にかかわらず、その平等が保障されているかというところばかりは言えず、いまだに「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識[※]にとらわれ、男女ともに人権を侵害されている場合があります。

男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識を解消していくため、行政による広報はもとより、さまざまなメディアを効果的に活用し、男女の人権を確立するための意識を高めるとともに、男女共同参画を推進するための啓発活動を積極的に進めます。

特に、情報化の進展によりインターネット上の人権侵害や犯罪が多発していることから、メディアによる情報を人権の視点で点検するとともに、各種の情報を取捨選択する能力をつけることができるよう啓発活動を推進します。

さらに、広報や情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれないよう配慮します。

※性別役割分担意識：1ページ参照

【基本施策の方向とその内容】

基本施策の方向 1 男女の人権を確立するための意識の向上

施策の項目	施策の内容
①啓発・広報活動の推進	・男女共同参画に関する多様な媒体によるわかりやすい広報・啓発 ・男女共同参画に関する市職員への研修等の充実
②啓発資料の収集・作成	・男女共同参画に関する情報等の収集・提供 ・男女共同参画に関する意識や実態等の把握
③啓発事業の開催	・男女共同参画や人権に関する講座やイベント等の開催

基本施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った表現の促進

施策の項目	施策の内容
①性別にとらわれない表現の推進	・性別による固定観念にとらわれない表現を用いた各種広報・情報提供

市民、事業者、各種団体等の取り組み

- 男女共同参画や人権に関する講座やイベントなどに積極的に参加し、男女共同参画について考えましょう。
- 市民一人ひとりが人権について関心を持ち、女性問題をはじめ、さまざまな人権問題への理解を深めましょう。
- 事業者は、男女共同参画や女性の活躍促進について関心を持ち、従業員に対する啓発・教育を進めましょう。
- 行政刊行物や事業者等の刊行物については、性別にとらわれていないか、性差別や女性に対する暴力を助長するような表現になっていないか意識してみましょう。

基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

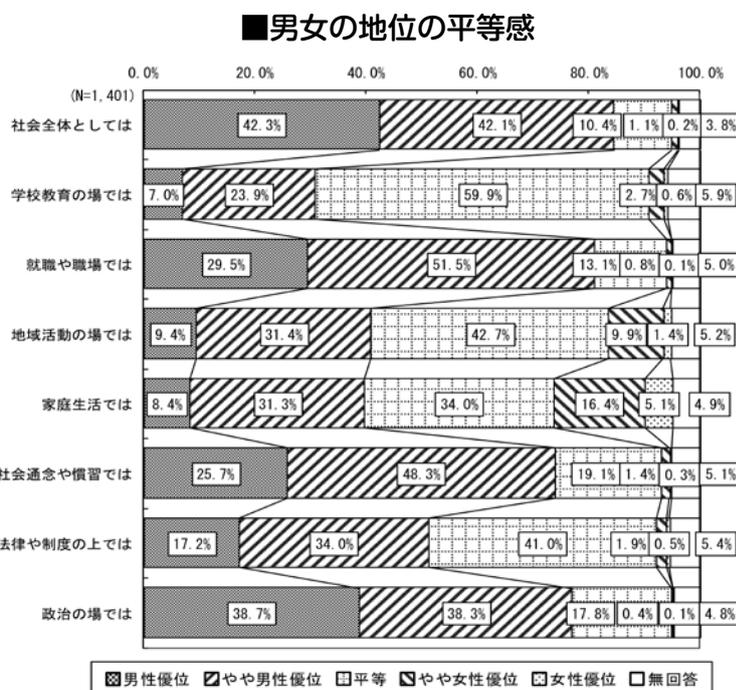
【現状と課題】

市民アンケートによると、「男女の地位の平等感」について、「学校教育の場」においては男女とも平等であると捉えている回答は、59.9%と多く、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっています。今後、より一層の男女共同参画についての理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において相互の連携を図り、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが必要です。

男女共同参画の意識を醸成するためには、子どもの頃からの教育や意識啓発が大きく影響することから、子どもたちが多くの時間を過ごし、成長する過程でその後の価値観を育む学校等において、男女平等の考えに基づいた教育を推進し、一人ひとりの個性を尊重した教育や進路選択指導を行うことが重要です。

また、子どもの意識の形成に大きな影響を及ぼす保護者への意識啓発も重要な課題であり、家庭における男女平等教育の推進や固定的な性別役割分担意識[※]の解消も必要です。

一方で、男女共同参画を社会全般に定着させるためには、あらゆる年代への意識啓発が必要です。学校や家庭などに加えて、多様な学習の場を通じて男女共同参画の意識啓発を図るとともに、だれもが男女共同参画について気軽に学べるよう、さまざまな学習機会を提供する必要があります。



※性別役割分担意識：1ページ参照

【基本施策の概要】

学校等においては、男女がお互いを尊重し、思いやりの気持ちや心豊かにたくましく生きる力を育むことを基本に、性別にとらわれず主体的な生き方ができ、また一人ひとりの個性を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った保育・教育を進めます。

さらに、保育・教育関係者が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう、そのための研修等の充実も必要です。

また、家庭にあっては、子ども一人ひとりの個性を育み、豊かな人間関係を築けるような家庭教育の推進に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識[※]やジェンダー意識[※]に関する問題、あるいは男女共同参画社会の考え方や女性の人権問題など、地域社会との関わりの中で幅広く理解・認識できるよう、各種講座や研修による学習を促進します。

【基本施策の方向とその内容】

基本施策の方向 3 学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の項目	施策の内容
①男女共同参画と個性の尊重を重視する保育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・保育や教育活動の中の男女共同参画の推進・男女共同参画と個性の尊重を基本とする保育や教育の推進・自立心、自己決定能力、コミュニケーション能力、思いやり等豊かな心を育成する保育や教育の推進・性別にとらわれず、男女が主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した進路・生徒指導の推進・男女の人権尊重の理念のもとに児童・生徒の発達に応じた性教育の推進・家事・育児・介護体験授業の実施
②男女共同参画の視点に立った学校等運営の推進	<ul style="list-style-type: none">・保育・教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実・女性教職員の管理職等への登用の推進・保育や学校教育における男女共同参画推進リーダーの養成・男女共同参画の視点に立った保護者会活動等への働きかけの推進

※性別役割分担意識：1 ページ参照

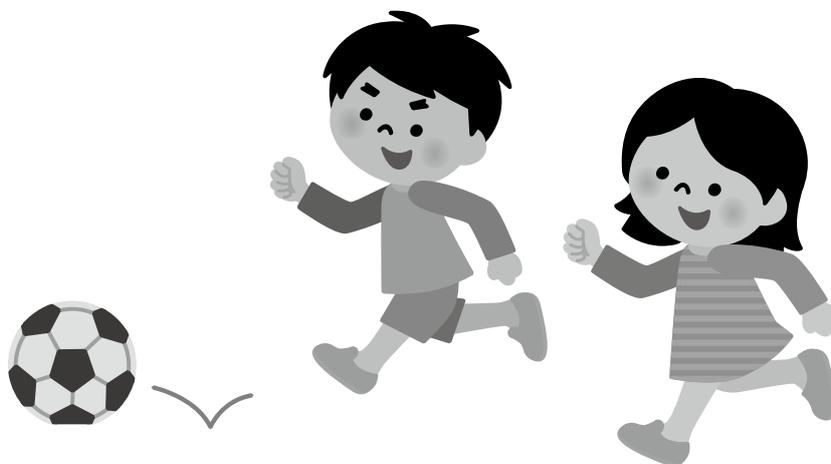
※ジェンダー：3 ページ参照

基本施策の方向 4 家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の項目	施策の内容
①家庭における男女共同参画の視点に立った教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画の視点に立った家庭教育についての啓発、講座の充実 • 家庭教育への活動支援
②地域における男女共同参画の視点に立った学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画に関する学習機会の提供 • 地域における人権や男女共同参画の研修等の実施

市民、事業者、各種団体等の取り組み

- 「男の子だから」、「女の子だから」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じて子どもに接しましょう。
- 性別にとらわれず、可能性を追求して進路選択をしましょう。
- 男女共同参画の視点に立って地域団体や保護者会活動が運営されているか意識するとともに、研修会等を企画し、会員や保護者等への参加を働きかけましょう。
- 男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深めましょう。



基本方針3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【生駒市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）】

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス[※]、以下「DV」という。）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント[※]、ストーカー[※]等の被害者の多くは女性です。被害者が女性に偏っている背景には、固定的な性別役割分担意識[※]や男女の社会的、経済的な格差などの問題があると言われてしています。女性に対する暴力は女性の人権に対する重大な侵害であり、その根絶は男女共同参画社会を実現するために必ず達成しなければならない重要課題です。

市民アンケートによると、DVを受けて怖いと感じるような経験があったかどうかでは、いずれの項目においても9割前後は「なかった」という回答ですが、その中でも「心理的・精神的暴力を受けた」において「一、二度あった」が6.4%、「何度もあった」が4.0%とやや多くなっています。なお「配偶者等からの暴力を受けた」と回答した人は、124人（実数値）となっており、12.1%の人がDVにあったという結果になっています。

さらに、DVがあったときに、「家族や親戚」、「友人・知人」を相談相手とする回答が男女ともに多くみられますが、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合は、女性が42.7%、男性が67.6%と最も高く、被害の実態が潜在化しやすいことがうかがえます。一方で、DVに対する認識不足や誤解から個人的な問題として済ませてしまうこともその一因と考えられます。

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、さまざまな形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、また、どんな理由があるにしても、暴力はだれに対しても決して許されるべきものではありません。特に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。

本市へのDVに係る相談件数は年々増加傾向にあり、平成21年度以降、年間100件を超える相談が寄せられています。今後とも県や各関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実等の取り組みを強化していく必要があります。

さらに、近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV[※]」についても、深刻な被害が報告されていることから、デートDV防止のための取り組みも重要です。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われることが多い。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇、無視などにより心理的苦痛を与える精神的暴力、人とのつき合いなど行動を制限する社会的暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力がある。

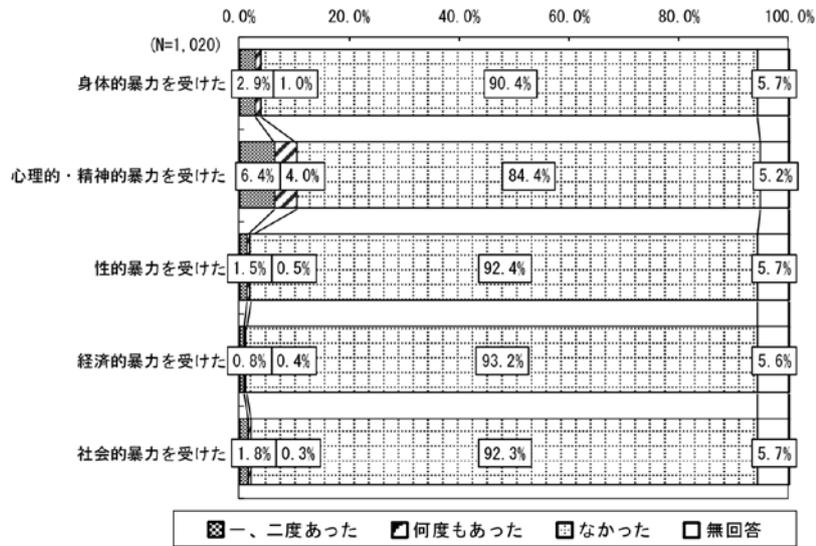
※セクシュアル・ハラスメント：職場において他の者（職員以外も含む）を不快にさせる性的な言動及び職場外において職員が他の職員を不快にさせる性的な言動。

※ストーカー：自分が一方的に関心を抱いた特定の相手に、しつこくつきまとう人物。待ち伏せや尾行、面会や交際の要求、電話やメールなどの行為を執拗に繰り返す。

※性別役割分担意識：1ページ参照

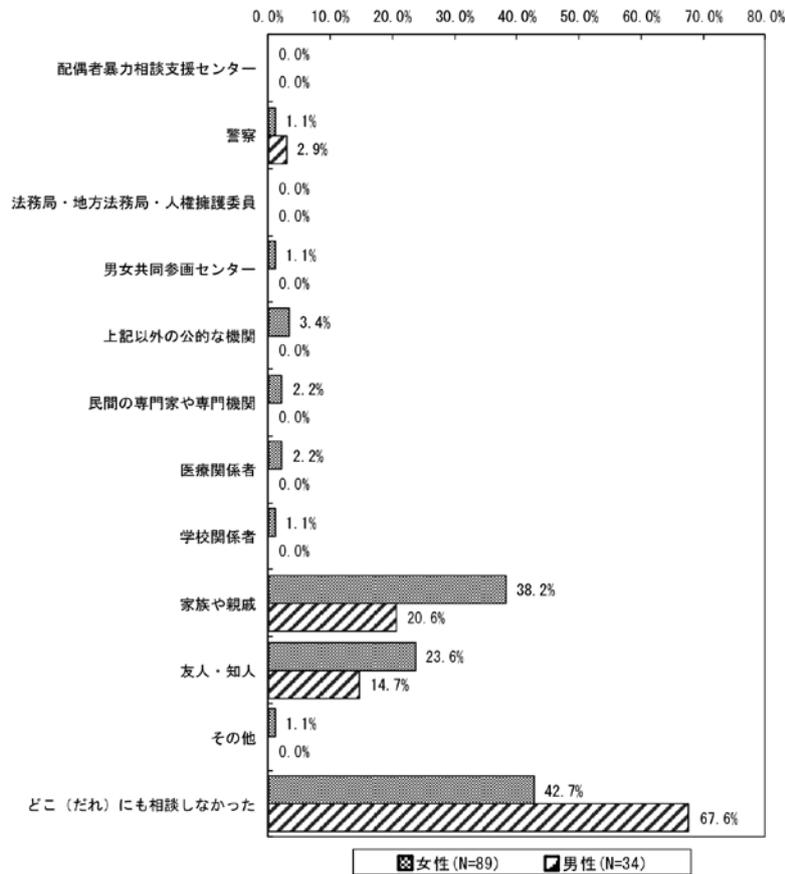
※デートDV：高校生や大学生など交際の若いカップルの間で起こる暴力のこと。

■ DVを受けた経験の有無



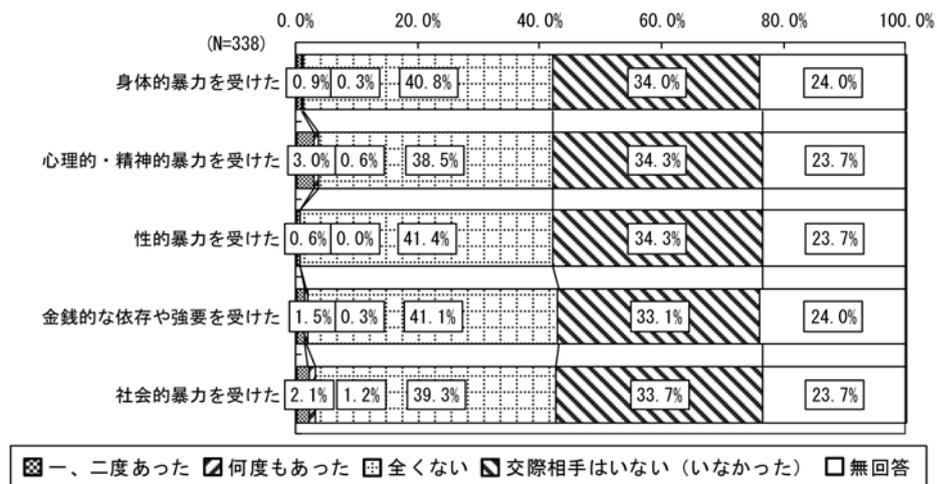
資料：平成 25 年度市民アンケート調査

■ DVを受けたときの相談相手一性別



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

■デート DV を受けた経験の有無



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

【基本施策の概要】

だれもが一人の人間として、安心した生活の中で自由に活動し、自分らしく生きていく権利を有しており、その権利を著しく侵害する「DV」[※]は、決して許されるものではありません。

特に、家庭内における暴力は、夫婦間の暴力であっても子どもに対しても深刻な影響を与え、児童虐待に当たるとされています。

DV防止のためには、個人の尊厳を傷つける暴力は決して許さないという意識を社会全体で共有することが重要であることから、広報紙や情報誌等による広報・啓発活動を積極的に進めるとともに、研修会の充実に努めます。

また、DVは、被害者自身も、自分にも悪いところがあり、我慢さえすればおさまるものと考え、相談することも恥ずかしく思い、周囲の支援も得られず孤立し、被害が深刻化していく実態があります。これらを踏まえ、安心して相談できる支援体制の充実に取り組みます。

一方、加害者も暴力を振ってしまうことに悩む場合があり、暴力によらない人間関係を築けるよう支援するなどの加害者への対応も検討する必要があります。

DVやセクシュアル・ハラスメント[※]、ストーカー行為[※]など、男女間のあらゆる暴力をなくすため、警察署をはじめとする関係機関との連携を深め、防止対策に取り組むとともに、相談・支援対策の充実に努めます。

※ DV：19 ページ参照

※セクシュアル・ハラスメント：19 ページ参照

※ストーカー：19 ページ参照

【基本施策の方向とその内容】

基本施策の方向 5 暴力や虐待についての相談・防止啓発

施策の項目	施策の内容
①啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や情報誌等によるDV[※]、ストーカー[※]等の暴力や虐待防止に関する啓発や情報提供 ・配偶者・パートナーからの暴力をなくすための意識啓発研修会等の開催 ・セクシュアル・ハラスメント[※]等に関する啓発活動の推進
②安心して相談できる支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための相談や法律相談等の相談窓口の充実 ・被害女性等の一時保護、自立支援における県、民間シェルター等との連携、支援体制の推進 ・近隣市との女性のための相談窓口事業の充実 ・虐待防止、暴力防止ネットワークの整備による関係機関・団体との情報交換や支援体制の充実 ・相談員等の養成や研修の充実 ・子育てや児童等への虐待等に関する相談体制の充実

基本施策の方向 6 暴力や虐待を許さない連携づくり

施策の項目	施策の内容
①暴力防止のための能力養成	<ul style="list-style-type: none"> ・保育関係者、幼児教育・学校教育関係者等への虐待に関する研修の充実
②地域での見守りや虐待防止等の取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員、青少年指導委員等関係団体との連携や研修の充実 ・警察等との連携体制の整備 ・児童等への虐待に関する意識啓発や地域での防止の取り組みの促進
③被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務における支援措置の実施 ・関係機関との連携による一時保護の推進 ・関係機関との連携による就労支援 ・被害者の子どもの心身のケア ・DV等の被害者への理解を深める講座等の実施

※ DV：19 ページ参照

※ストーカー：19 ページ参照

※セクシュアル・ハラスメント：19 ページ参照

市民、事業者、各種団体等の取り組み

- 家族等の親しい関係でも、暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪であることを認識し、暴力被害について思い当たることがあれば、相談機関等に相談しましょう。
- 児童虐待の通告義務があることの認識をもちましょう。また、配偶者やパートナー、家族等から暴力を受けたりしている人がいることを知ったり、感じたりした場合は、関係機関に連絡しましょう。
- 地域のさまざまな団体は、行政や関係機関、地域の人々と連携し、地域のことやそこに住む子どもから高齢者までさまざまな人々のことに目を向け、差別的な事象や暴力、虐待防止に協働で取り組みましょう。
- 事業者等は、セクシュアル・ハラスメント^{*}、パワー・ハラスメント^{*}等の防止について取り組みましょう。

※セクシュアル・ハラスメント：19 ページ参照

※パワー・ハラスメント：同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本方針4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

【現状と課題】

政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためにも、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに、女性の能力発揮（エンパワーメント[※]）を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることが重要です。

女性の参画はさまざまな分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、未だに少ないのが現状です。第2次行動計画では、本市の審議会等の女性委員の比率として“平成26年度までに40%”を目標に掲げていましたが、平成26年3月31日現在で33.1%と、目標値からは低い状況となっており、今後も女性登用の推進に向け取り組まなければならないところです。

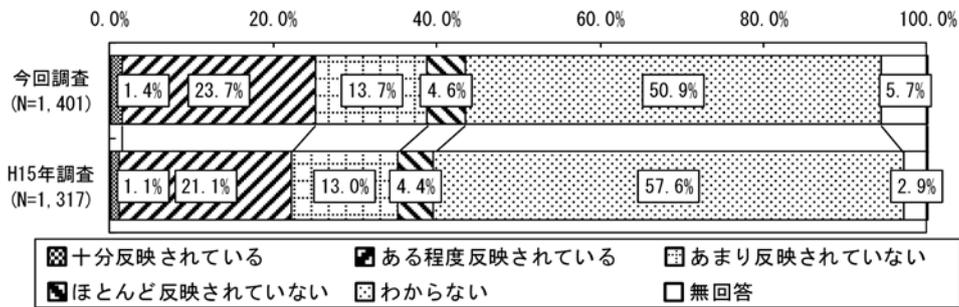
また、国は「第3次男女共同参画基本計画」の中で、「あらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように期待する」（平成15年6月、男女共同参画推進本部決定）の達成に向けて、取り組みの強化・加速が不可欠とし、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のあるポジティブ・アクション[※]（積極的改善措置）を推進するとしています。

このような流れを踏まえ、今後も市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性の人材の育成・活用に努める必要があります。

※エンパワーメント：7ページ参照

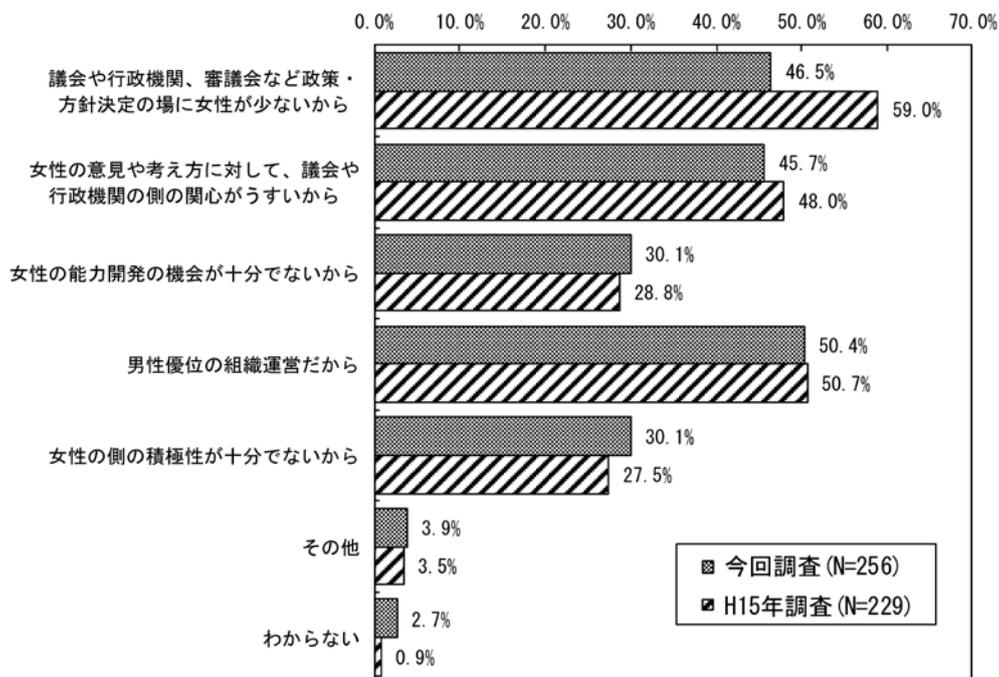
※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

■生駒市の政策への女性の意見の反映状況－経年変化



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

■女性の意見が反映されていない理由－経年変化



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

【基本施策の概要】

これまでの総合的・計画的な施策の実施により政策・方針決定過程への女性の割合は徐々に増えてきてはいるものの、各分野における女性の比率は依然として低い状況にあります。

また、国際的に見ても、日本は諸外国に比べて男女間の格差が大きくなっています。世界経済フォーラム[※] (World Economic Forum) が平成 26 年 10 月に発表した管理職に占める女性の比率等をもとに男女間の格差を数値化したGGI (ジェンダー・ギャップ指数[※]) は、142 か国中 104 位となっており、女性の政治・経済活動への参画と意思決定に参加する機会の確保が求められています。

政策・方針決定の場への女性の参画を促進するためには、男女の意識改革、女性への積極的な機会提供の取り組み、仕事と生活の調和の推進も含めた環境整備がますます重要となることから、市政への関心を喚起し、市の審議会等への女性の参画を促進するとともに、地域における女性の参画促進を支援します。



※世界経済フォーラム：グローバル・シチズンシップ（世界的市民）の精神に則り、パブリック、プライベート両部門の協力を通じて、世界情勢の改善に取り組む国際機関。

※ジェンダーギャップ指数：各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

【基本施策の方向とその内容】

基本施策の方向 7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の項目	施策の内容
①市政への関心の喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政やまちづくり等への関心を高められる啓発の推進 ・ 市政に対する意見の効果的な運用体制の整備 ・ 情報公開制度、行政評価体制の充実など、市民にわかりやすい市政の推進
②審議会委員等への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等への女性委員の参画目標40%と、女性委員がゼロの審議会等の解消
③市女性職員の管理監督者への登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昇任試験の受験の奨励や係長、管理職への育成・登用の推進 ・ 研修や能力開発の男女の機会均等と人材育成に向けた職務配置の推進 ・ 女性職員の活躍に関する情報の見える化の推進
④事業者等における経営・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者における女性の管理職登用や職域拡大、それに伴う能力開発への積極的な取り組み促進のための啓発、情報提供
⑤地域活動における方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等各種団体における方針決定の場への女性の参画促進

基本施策の方向 8 男女共同参画の視点に立った施策の推進

施策の項目	施策の内容
①慣習等の見直しの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や事業者等での男女共同参画を阻害する慣行等の見直しについての啓発 ・ 市内における固定的な性別役割分担意識[※]の是正と慣行等の見直しの推進 ・ 男女共同参画の視点に立った社会制度や各種事業の点検 ・ 男女別統計の作成など男女共同参画実態の把握
②女性のエンパワメント [※] に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のエンパワメントに向けた意識啓発と学習活動への支援

※性別役割分担意識：1ページ参照

※エンパワメント：7ページ参照

市民、事業者、各種団体等の取り組み

- 市政、まちづくり、地域の活動等に関心を持ち、学習、地域活動などに参加しましょう。
- 市政に関心を持ち、意見反映の機会や場に積極的に参画しましょう。
- 事業者は、女性の管理職への積極的な登用を進めましょう。
- 自治会や各種団体の役員などを積極的に引き受け、みんなで活動に取り組みましょう。
- 家庭や地域、職場で性別による不合理なことがないかなどを見直し、できることから改善に取り組みましょう。



基本方針5 男女がともに働きやすい環境づくりの促進

【現状と課題】

労働は人間としての基本的権利であり、生活の経済的基盤です。性別を問わず、経済的な自立のもと、男女の職域拡大も含め、男女平等で生きがいをもって働くことができる就労機会を確保するとともに、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

市民アンケートによると、女性が職業を持つことに対する考え方について、「職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける」が37.8%、「いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ」が37.5%と女性が職業を持つことが望ましいとの考え方が大半を占めています。

しかし、「平成24年度内閣府男女共同参画に関する世論調査」と比較すると本市の場合は、「いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ」という意見が6ポイント高くなっています。

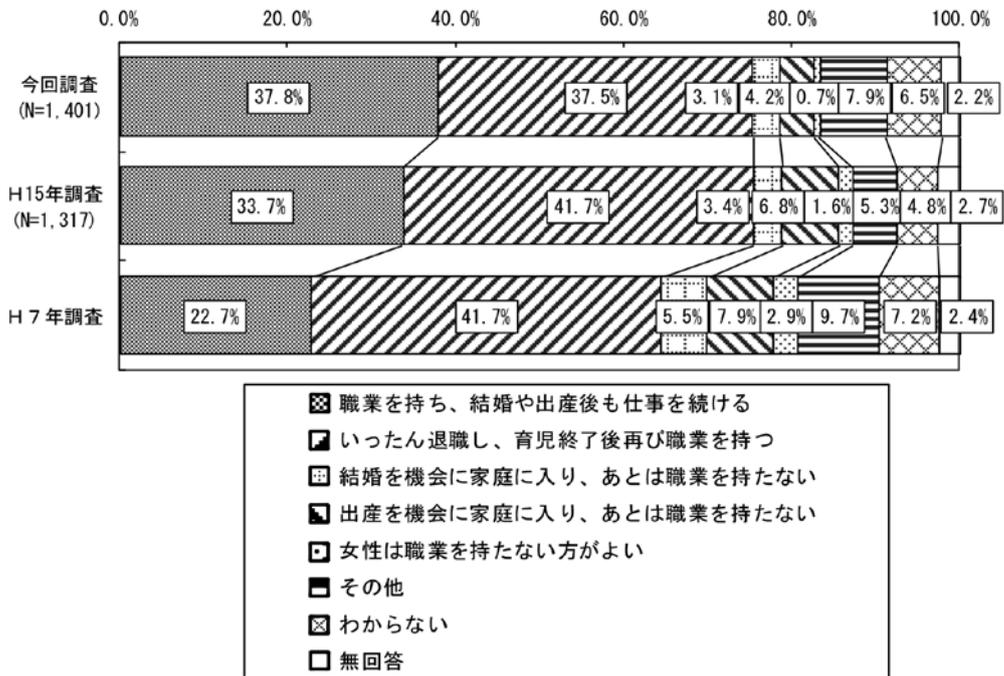
さらに、平成22年の国勢調査によると本市の女性の労働力率は、39.6%で、奈良県の40.9%よりやや低く、全国平均の47.1%よりかなり低くなっています。年齢階層別の労働力率は、一般的にはM字型カーブを描くといわれていますが、本市の場合、20歳代は大差ないものの、30歳代の低下が大きく、再就職する40～50歳代も全国平均や奈良県平均に比べて低く、本市の専業主婦率の高さがうかがえる結果となっています。

また、育児・介護休業法による育児・介護休暇の取得は徐々に進んでいるものの、長時間労働の常態化によりワーク・ライフ・バランスの実現が難しくなっているのが現状です。仕事と家庭を両立するために、育児休業・介護休業制度を気兼ねなく利用できる職場環境づくりや女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力が求められています。女性が職業を持つこと自体は是認する人が増加している中で、女性が働くことに対する理解や認識を深めるとともに、ひとり親家庭の親、高齢者、障がい者等も含めてさまざまな人が、多様な働き方ができるように支援することが必要です。

※M字型カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

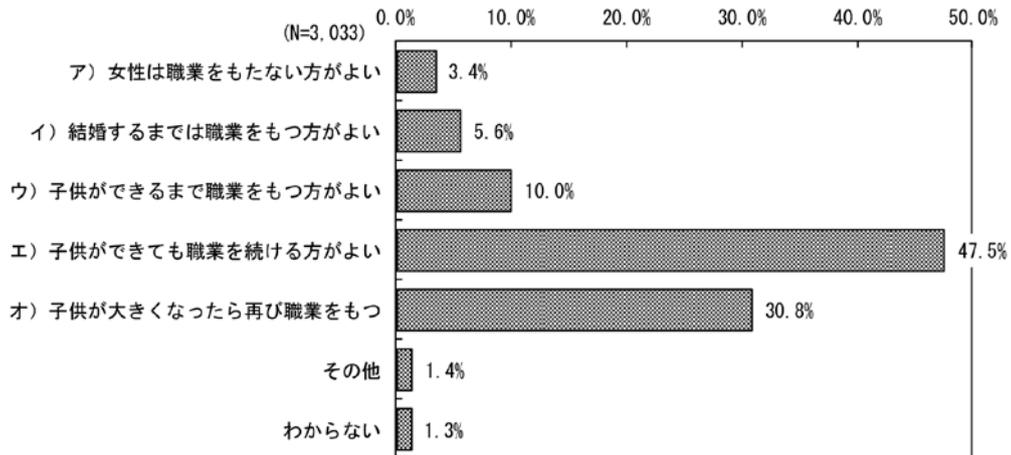
※ワーク・ライフ・バランス：7ページ参照

■女性が職業を持つことについての考え－経年変化



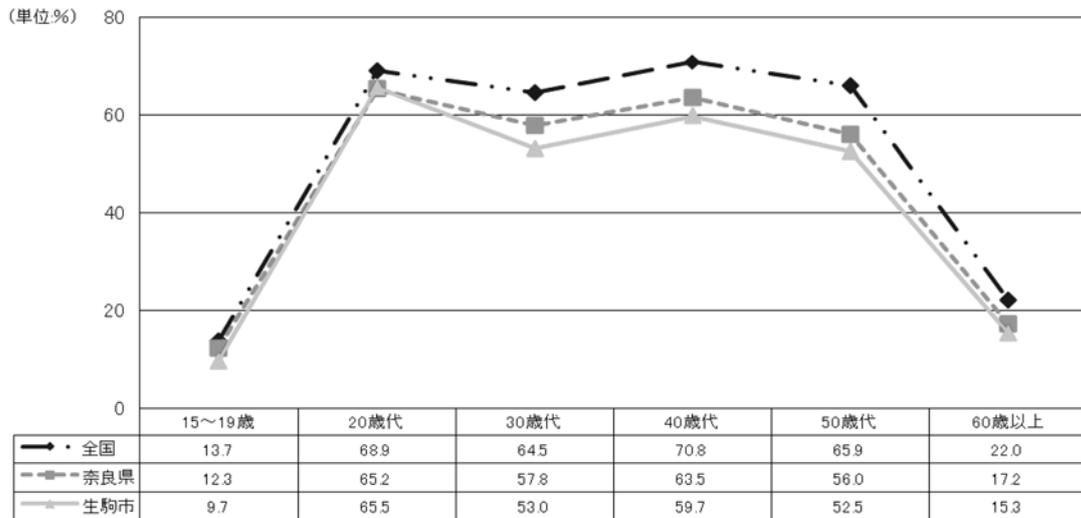
資料：平成25年度市民アンケート調査

■女性が職業を持つことについての考え



資料：平成24年内閣府男女共同参画に関する世論調査

■女性就業率（全国・奈良県・生駒市）

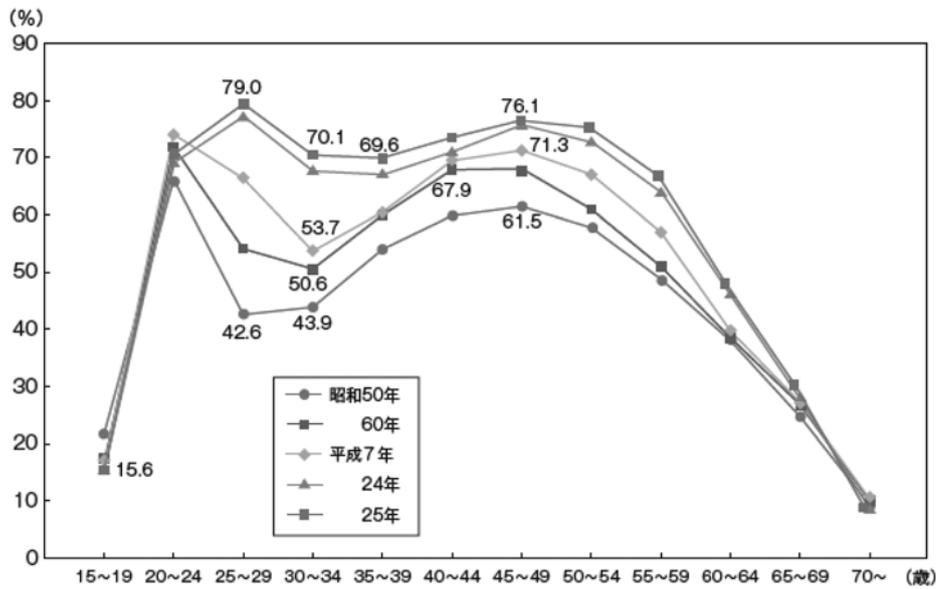


資料：平成 22 国勢調査

奈良県は全国で最も女性就業率の低い県となっています。上の女性就業率のグラフをみると、20歳代では奈良県も生駒市もほぼ全国並みであるのに、30歳代以降では、全ての年代で、全国よりも低くなっています。

その特徴は、奈良県や生駒市は、全国よりM字の谷が深く、再就職の時期となる40歳代以降では20歳代より就業率が低くなっていることにあります。このことから考えられるのは、奈良県の女性は、全国に比べて、出産・育児期には退職して専業主婦になる人が多く、子育て後に再就職する人の割合は低いということです。そして、生駒市は奈良県平均よりもさらに再就職率が低くなっています。

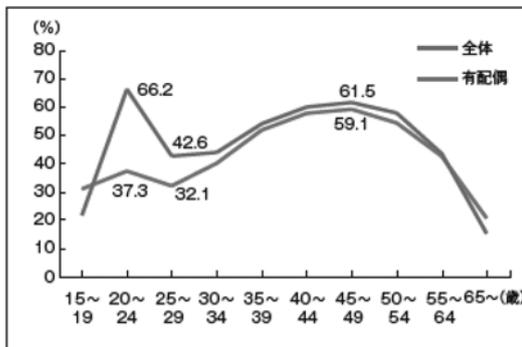
■女性の年齢階級別労働力率の推移



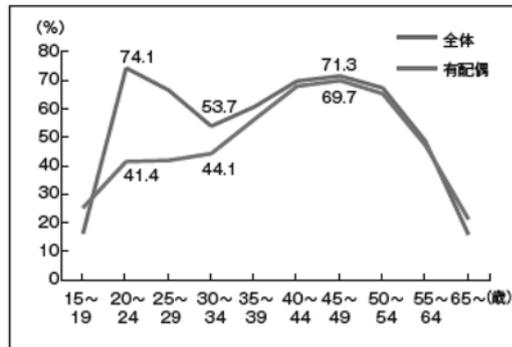
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

■女性の配偶関係・年齢階級別労働力率

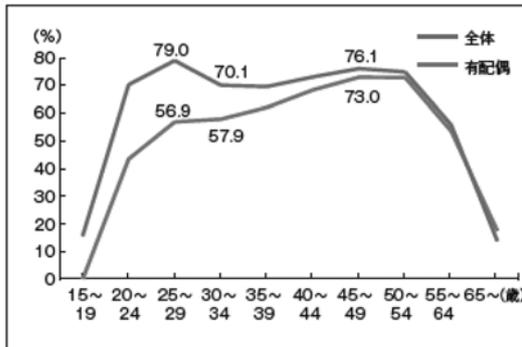
○昭和50年



○平成7年



○平成25年



資料：内閣府（男女共同参画白書 平成26年版）

【基本施策の概要】

就業は生活の経済的基盤であり、また働くことは、自己実現につながるものです。働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ^{*}の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも大きな意義を持ちます。

少子高齢化・人口減少が進む今日、社会全体が発展するためには、男女がともに社会の担い手として働くことが必要です。雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、安定した生活基盤を築いていくことができるよう、雇用における男女平等と女性が働くことの意義について啓発活動を進めます。

市役所においては、男の仕事、女の仕事とされている職場を減らし、男女の職域拡大に向けたモデルとなるよう取り組みます。

また、出産や子育てなどにより就労から離れた人の再就職のため、情報提供等の支援を行うとともに、男女が育児や介護をともに担いながら仕事と家庭を両立し就業継続ができるよう、育児休業や介護休業制度の周知・啓発に取り組みます。

さらに、男女労働者が心身共に健康でゆとりある働き方ができるよう、行政と関係機関が連携し、多様な働き方の支援など環境整備の促進を図ります。

【基本施策の方向とその内容】

基本施策の方向 9 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

施策の項目	施策の内容
①各種制度の周知と啓発	・男女雇用機会均等法等の周知・啓発 ・育児休業・介護休業制度の周知・啓発 ・女性の雇用や労働条件向上に関する情報の収集と提供
②職域の拡大についての啓発と女性の能力開発のための情報提供	・男女の職域拡大に向けた啓発の推進 ・市役所における男女の職域拡大 ・女性の能力開発に向けた関係機関との連携や情報の収集・提供
③労働に関する相談体制の整備	・関係機関との連携による労働に関する相談と労働関係の情報の収集と提供 ・セクシュアル・ハラスメント [*] など、さまざまなハラスメントの防止に関する意識啓発

^{*}ダイバーシティ：「多様性」のこと。さまざまな違いを尊重して多様な人材を受け入れ、「違い」を積極的に活かすことにより生産性を高めようとする組織マネジメント（経営、管理）についていう。

^{*}セクシュアル・ハラスメント：19 ページ参照

基本施策の方向 10 多様な働き方への支援

施策の項目	施策の内容
①就職等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学生[※]の就業意識を高めるためのインターンシップ等の就業体験の場の提供 ・関係機関との連携による求人情報等の情報の収集・提供による再就職支援 ・ひとり親家庭の母親が就労しやすい条件を整え、自立しやすい環境をつくるための支援 ・乳幼児等[※]のいる女性の就職活動支援のための保育サービスの提供 ・高齢者の就業支援の推進 ・市役所における年齢、国籍などによる採用制限の緩和 ・「障害者雇用促進法」の趣旨に基づく、障がい者に対する市役所への雇用機会の提供 ・障がい者の雇用への啓発
②多様な働き方を可能にするための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい就業形態（テレワーク等）[※]の情報の収集と提供 ・起業に対する支援

市民、事業者、各種団体等の取り組み

- 事業者は、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など労働関係法令における労働者の権利について熟知し、法を遵守しましょう。
- 事業者は、男女がともに育児休業や介護休業がとりやすい環境を整えましょう。
- 事業者は、女性の職域拡大や管理職への登用促進などに向けた積極的改善措置[※]の取り組みを進めましょう。
- 事業所等は、セクシュアル・ハラスメント[※]、パワー・ハラスメント[※]等の防止について取り組みましょう。
- セクシュアル・ハラスメント等、職場や労働に関する悩みは、相談窓口を活用しましょう。
- 研修・講座などを活用して技術力や経営力の向上を図り、女性も経営に積極的に参画しましょう。

※インターンシップ：学生が在学中に、企業や官庁、NPO等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うための実習訓練（期間）。

※テレワーク：ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。テレワークの主な形態として、企業に勤務する被雇用者が行うテレワーク（雇用型）と、個人事業者・小規模事業者等が行うテレワーク（自営型）とがあり、さらに雇用型には、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「施設利用型勤務」がある。

※積極的改善措置：24ページ参照

※セクシュアル・ハラスメント：19ページ参照

※パワー・ハラスメント：23ページ参照

基本方針6 地域における男女共同参画の促進

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進み、社会情勢が大きく変化する中、地域では一人暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の形成につながるものと期待されます。

しかし、市民アンケートでは、家事・育児等の役割分担の中で「自治会などの地域活動」について、「主として夫か父親」と回答した人が18.9%であるのに対し、「主として妻か母親」と回答した人が40.6%ありました。一方、平成26年3月31日現在における本市の自治会長の女性比率は11.1%であり、地域活動にかかわっている女性は多くても、地域における方針決定過程への女性の参画が少ないのが現状です。

このため、今後は、女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

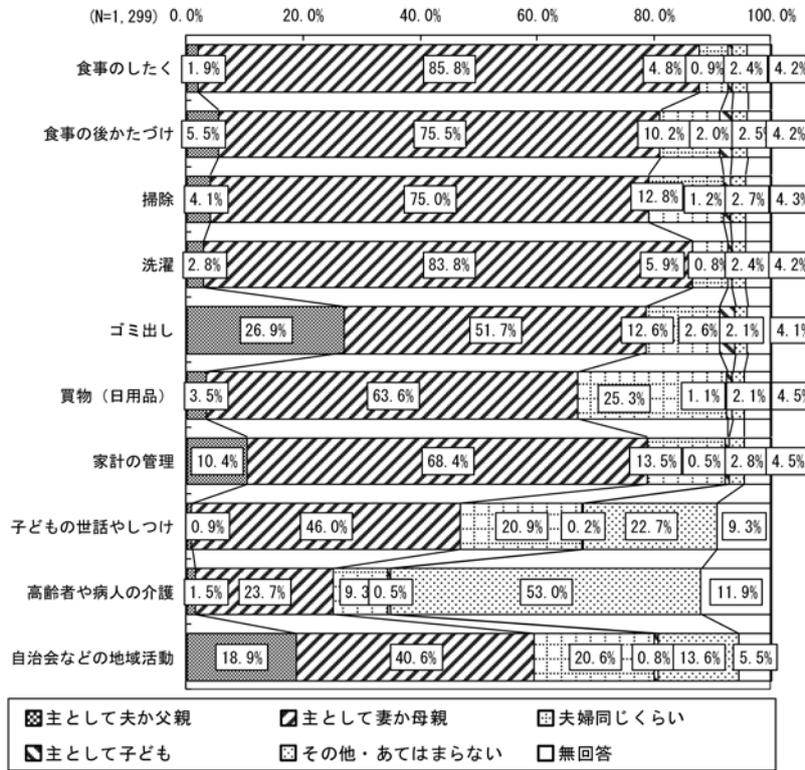
また、近年、市民ニーズの多様化が進む中で、自治会などの地縁を基礎とした活動だけではすべての課題に的確に対応することが困難なケースが発生していることなどを背景として、NPO[※]をはじめとする課題解決型の活動が増えています。

今後は地域活動の概念を、「NPOやボランティア団体等の、一定の課題やテーマへの共通の関心を持つ人で構成された組織の活動」にまで拡大してとらえ、活動がより一層活性化し、発展するよう支援を行う必要があります。

さらに、地域活動の中で、近年、重要性が高まっている防災や環境などの分野においても、男女共同参画の視点から活動を促進することが重要です。男女共同参画プラザを中心に市民や企業、NPO、地域団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、女性の視点やニーズ等をこれまで以上にその活動に取り入れる必要があります。

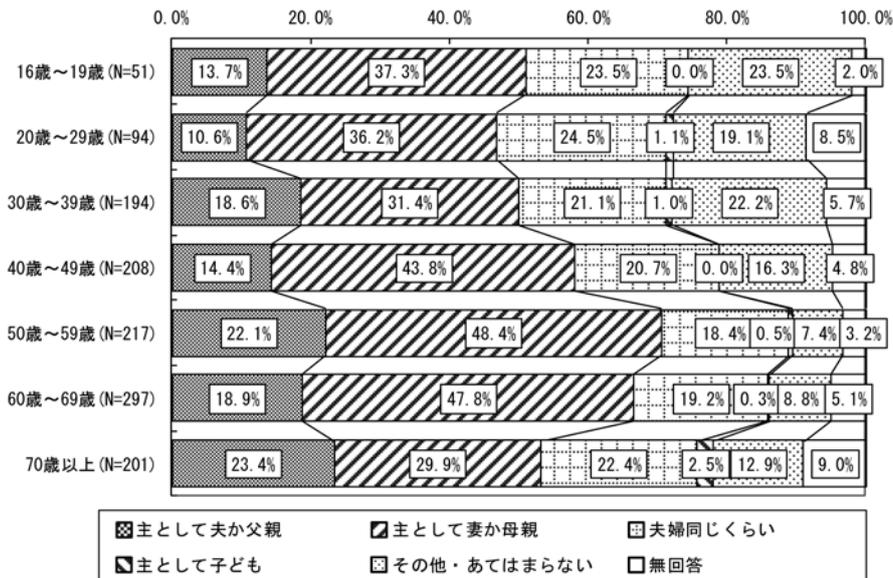
※NPO（民間非営利組織）：「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、福祉、環境、スポーツ、まちづくり、人権・平和、男女共同参画など多様な分野における自主的な社会的活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称をいう。

■家事・育児等の役割分担



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

■家事・育児等の役割分担（自治会などの地域活動）一年齢別



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

【基本施策の概要】

地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。地域の男女共同参画を実現していくため、参加・参画のための意識啓発や情報提供を行うとともに、生涯学習、ボランティア、国際交流等により、多くの市民が地域活動に参加・参画するよう促します。また、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、だれもが主体的に地域活動などに貢献できる環境の整備を進めます。

日常の生活を送る場である地域を豊かで活力あるものとしていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求められます。地域における防災、防犯や環境の分野においても、女性の視点やニーズを活かした取り組みが必要不可欠なことから、より一層、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。

さらに、施策の推進にあたっては、行政のみならず、市民、事業者、各種団体等との連携と協働により行うとともに、県等関係機関との連携強化を図ります。

【基本施策の方向とその内容】

基本施策の方向 1 1 地域活動等における男女共同参画の促進

施策の項目	施策の内容
①生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな活動に取り組んでいる団体、グループのネットワーク化の支援 ・生涯学習施策の方向やあり方の基本方針の推進 ・専門的な知識、技能等を有する人材の発掘、情報提供
②ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の推進、ボランティア団体の支援 ・地域福祉の推進等、身近な地域での子どもや障がい者、高齢者等の見守り・支援活動の促進 ・ボランティア養成講座等の充実
③国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民との身近な国際理解や交流の機会の充実 ・国際的な女性問題や男女共同参画に関する情報の収集・提供 ・国際交流を促進する人材の育成
④まちづくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの課題や地域の課題を学習できる講座や研修会の開催
⑤多様な地域活動に参加できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習、ボランティア、国際交流等多様な活動情報の提供 ・施設のバリアフリー化 ・子育て中の男女が参加できるための託児サービスの充実 ・地域活動団体・グループ等の交流機会の充実 ・学校や集会所等身近な施設の活用促進

基本施策の方向 1 2 防災における男女共同参画の推進

施策の項目	施策の内容
①男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な防災施策の推進 ・防災分野における女性の参画の拡大 ・男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及と学習機会の拡充
②あらゆる人に配慮した防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する人の視点を踏まえた災害対応 ・男女共同参画の視点に基づく避難所運営

基本施策の方向 13 市民参画による男女共同参画の促進

施策の項目	施策の内容
①計画の点検・評価等 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「生駒市男女共同参画審議会」による計画の進捗状況の点検・評価 ・男女共同参画推進条例の推進
②市民、事業者、各種 団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による施策・事業の推進 ・市民や各種団体・NPO[※]等の活動の支援 ・先進的事業者等との連携や情報提供
③苦情や意見への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・県等関係機関等との連携強化 ・苦情処理機関の周知、運用

市民、事業者、各種団体等の取り組み

- 人生を豊かで生きがいのあるものにするため、男女ともに生涯学習をはじめ、さまざまな地域活動に取り組みましょう。
- 事業者や福祉施設等は、ボランティア体験の機会や場の提供に協力しましょう。
- 事業者は、企業の地域貢献として、ボランティア休暇制度や企業ボランティア活動などに取り組みましょう。
- 外国人住民との交流など、身近な地域で国際交流を始めましょう。
- 男女ともに地域に関心を持ち、地域やまちづくりの課題等に対する理解を深め、できることから取り組みましょう。
- 地域における環境学習を進めるとともに、男女がともに環境問題に取り組みましょう。
- 災害や防災に関する知識の習得に努めましょう。また、女性や高齢者、障がい者、外国人等の視点を踏まえて、防災対策の立案や避難所、災害ボランティア等の活動を行いましょう。

※NPO（民間非営利組織）：35 ページ参照

基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

基本方針7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）

【現状と課題】

性別や年齢にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択するためには、仕事だけでなく家庭生活や地域活動など、個人の時間を持つことができるよう、各々のライフステージにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現するには、市民がワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるだけでなく、事業者がその重要性を理解することが必要です。

市民アンケートでは、男性の平日の家事時間について前回調査と比較すると、「まったくしない」が28.4%から18.3%と10ポイント減少し、「30分以上1時間未満」が18.7%から24.6%へ、「1時間以上2時間未満」が9.2%から14.7%へそれぞれ増加するなど家事労働に従事する割合が多くなっており、男性の家事参加が一定、進んでいることがうかがえます。

しかしながら、共働き家庭においても、女性は依然として家事労働の中心的な担い手であるとともに、家事・育児・介護や地域活動等の役割分担については、いずれの項目も「主に妻か母親」が最も多い回答となっていることから、男性の家庭生活や地域活動への参画は、十分には進んでいない状況にあるといえます。

「働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家庭を守る又は家計の補助的に働く」といった男女の固定的な性別役割分担意識[※]が、男性の生き方を仕事中心にしている現状があります。

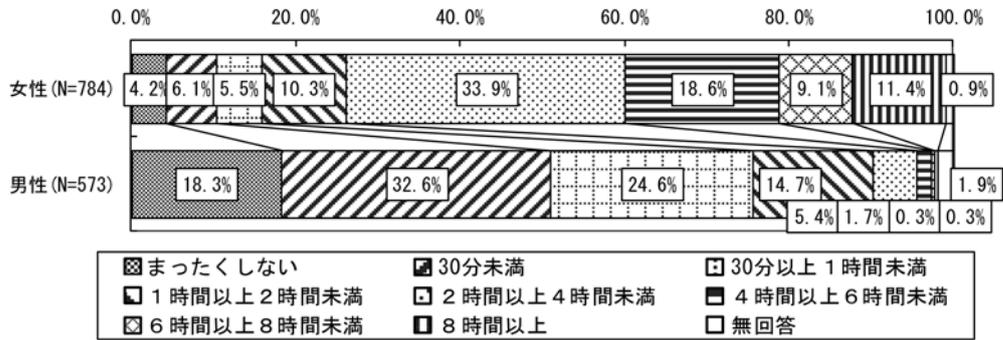
長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、健康を維持し、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことにつながります。

男女共同参画社会が男性にとっても生きやすい社会になるという認識のもと、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児・介護への参画の促進、職場環境の整備等を進めていくことが必要です。

※ワーク・ライフ・バランス：7ページ参照

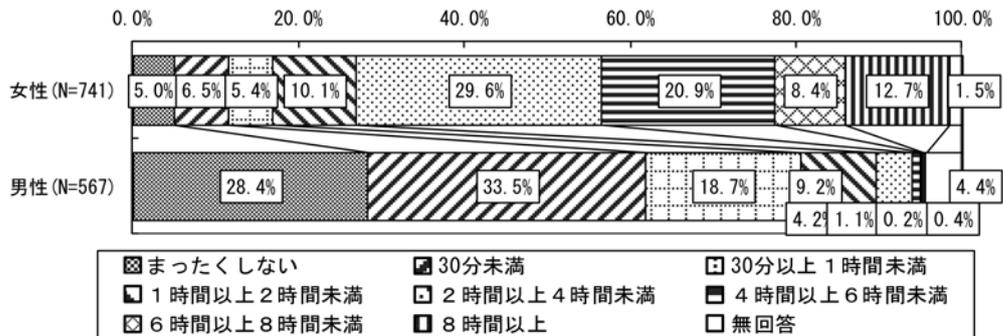
※性別役割分担意識：1ページ参照

■平日の家事時間—性別

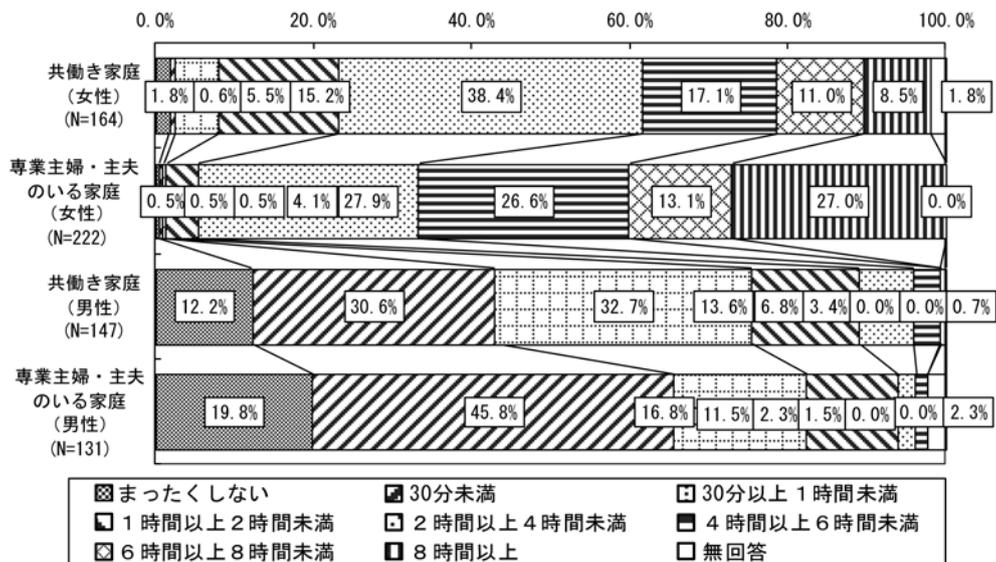


資料：平成 25 年度市民アンケート調査

■平日の家事時間—前回調査（平成 15 年度）—性別

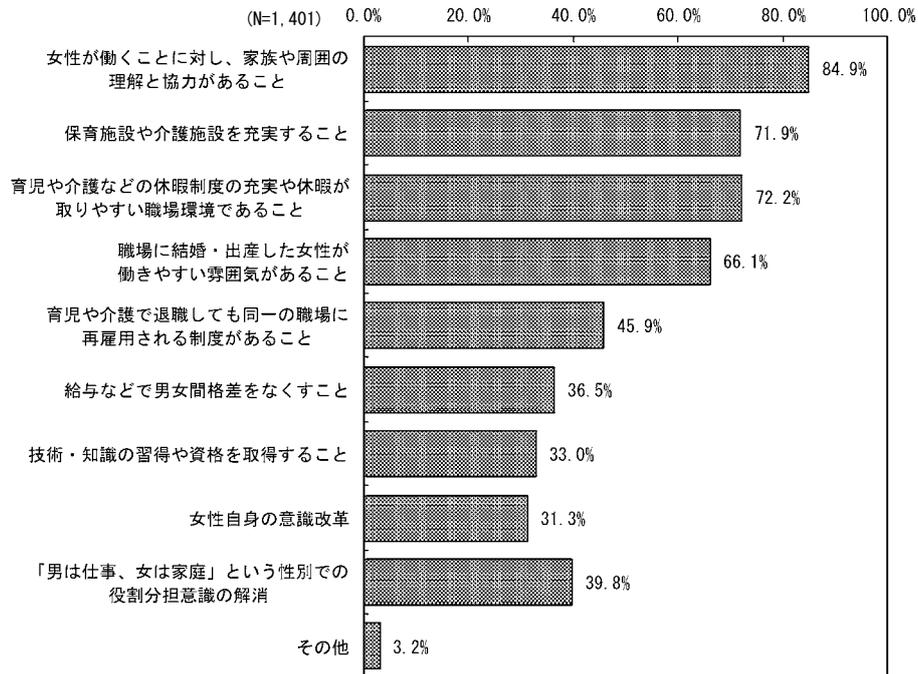


■平日の家事時間—共働きと専業主婦のいる家庭の比較



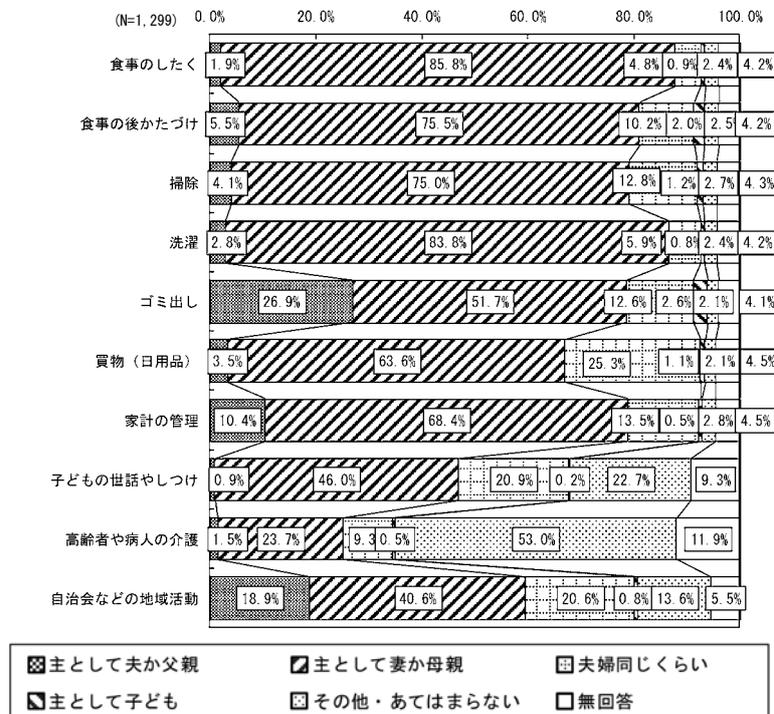
資料：平成 25 年度市民アンケート調査

■女性が仕事を続けるために必要と思うこと



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

■家事・育児等の役割分担



資料：平成 25 年度市民アンケート調査

【基本施策の概要】

国が推進しているワーク・ライフ・バランス^{*}とは、国民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味、学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直すことなどにより、家事・育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要なもので、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

価値観やライフスタイルの多様化により、家族の形態や機能は大きく変化しています。仕事と家庭の両立のため必要とされる支援もさまざまなものとなっており、引き続き、子育て支援や介護サービス等の充実に努める必要があります。

また、多くの男性が固定的な性別役割分担意識^{*}にとらわれ、長時間労働から抜け出せなかったり、家事・育児・介護等への積極的な参加をためらったりすることがないよう、男性がより暮らしやすくなるための男性にとっての男女共同参画を推進します。

※ワーク・ライフ・バランス：7ページ参照

※性別役割分担意識：1ページ参照

【基本施策の方向とその内容】

基本施策の方向 14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}

施策の項目	施策の内容
①子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の整備 ・ 多様な保育サービスの充実 ・ 学童保育、子どもの居場所づくり事業等放課後児童健全育成事業の充実 ・ ひとり親家庭や障がい児及びその保護者などに対する支援の充実 ・ 子どもの医療費助成
②介護サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスや障がい福祉サービス等の充実 ・ 介護を担う人材の育成
③相談・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て・介護に関する相談・情報提供の充実 ・ 若者の自立支援 ・ 介護を必要とする高齢者、障がい者や外国人への生活情報等の提供
④地域での支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援の地域づくり、ネットワークづくりの推進 ・ 子育てサークルの育成・交流支援
⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・促進 ・ 事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・促進 ・ 市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・促進 ・ 育児休業・介護休業制度の普及・促進

^{*}ワーク・ライフ・バランス：7ページ参照

基本施策の方向 15 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の項目	施策の内容
①啓発・広報活動の推進	・講座等の開催や情報誌による男性の家事参加等への啓発
②男性の地域活動や家庭生活への参画促進のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、介護休業制度の利用の促進・啓発 ・男性による子育てサークルの育成支援 ・休日の授業参観の実施など男性の参加促進 ・男性のための家事・育児・介護教室の開催 ・男性の地域活動への参加支援 ・男性の相談窓口の開設に向けての検討

市民、事業者、各種団体等の取り組み

- 家事・育児・介護など、家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担しましょう。
- 子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用しましょう。
- 地域の子育てネットワークには、子育て期の当事者だけではなく、多様な世代や男女が参加しましょう。
- 事業者は、長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・バランス[※]に配慮した職場づくりに取り組みましょう。
- 事業者は、男女がともに育児休業や介護休業がとりやすい環境を整えましょう。

※ワーク・ライフ・バランス：7ページ参照

基本方針8 健康で安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進む中、近年では、孤独死、老老介護[※]、高齢者虐待や厳しい社会・経済情勢の中での貧困層の増加などが社会問題となっています。また、高齢女性の単独世帯の経済的基盤が脆弱であることや、高齢男性の地域における孤立も深刻化しています。

本市における平成25年10月1日現在の高齢化率は23.2%で、全国平均の25.1%や奈良県平均の26.0%に比べて低いものの、確実に高齢化が進み、そのスピードを速めています。また、高齢者の単身世帯も年々増加し、平成25年度のひとり暮らし高齢者調査における女性の世帯は74.4%となっています。

高齢化にともなうさまざまな課題に対応するとともに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的に捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを一層充実していくことが必要です。

そして、つながりのある地域づくりを進めるとともに、介護サービス等の充実など、支援を要する人が地域で安心して暮らせるための取り組みを引き続き推進していく必要があります。

また、男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成を図る上での前提となるものです。市民の健康づくりに対する意識は高まっており、男女がともに健康寿命[※]を延ばすためにも、生涯を通じて主体的に健康管理を行える取り組みの充実を図る必要があります。

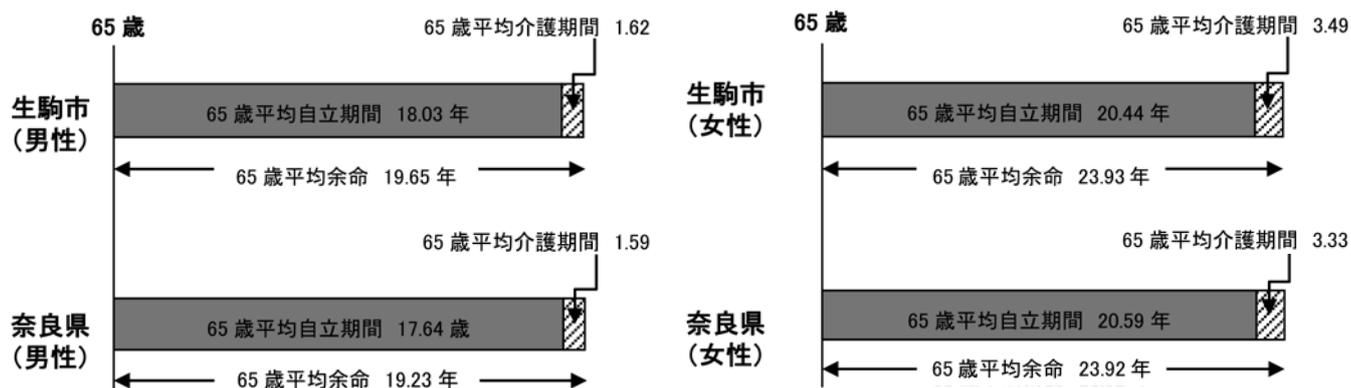
さらに、女性は妊娠や出産の可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、妊娠・出産期における健康管理を支援するとともに、男女の身体的特徴や性別特有の疾病など、性差を考慮した健康支援や、各ライフステージに応じた健康対策を行っていく必要があります。

※老老介護：高齢者が高齢者を介護すること。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。

※健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる期間のことで、平均余命から平均要介護期間を差し引いたもの。

健康寿命（65歳平均自立期間）の推移

		平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
男性	生駒市	18.03				
	奈良県	17.07	17.28	17.54	17.46	17.84
	全国	16.95	16.98	17.24	17.20	17.10
女性	生駒市	20.44				
	奈良県	20.18	20.09	20.61	20.50	20.47
	全国	20.23	20.25	20.49	20.42	20.30



資料：第2期 健康いこま 21

本市の健康寿命[※]（65歳時点での平均自立期間）をみると、男性は平成21～23年の平均で18.03年と奈良県や全国に比べて高くなっています。一方女性は、男性に比べて高いものの、奈良県より低く、全国とおおむね同じとなっています。

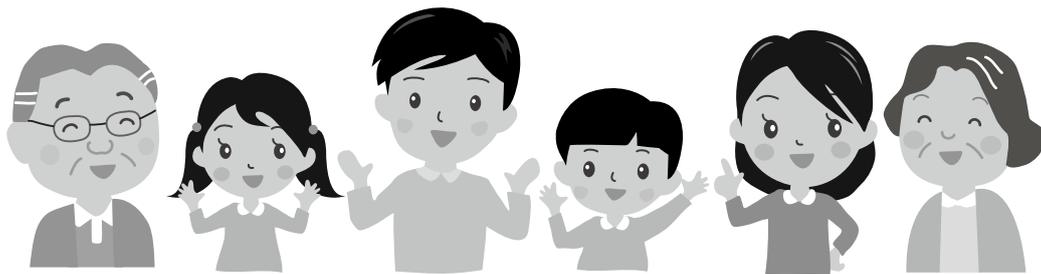
※健康寿命：46ページ参照

【基本施策の概要】

高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で生きいきと自立した生活を送れるよう、支え合いのある地域づくり、だれもが安心して住めるまちづくりを推進します。また、介護、障がい福祉、保健福祉等のサービス提供の充実に努めるとともに、サービスを利用しやすいように、情報提供や相談体制の整備・充実に努めます。

健康支援において、女性は妊娠や出産の可能性があります、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、妊娠・出産期の保健対策を充実するとともに、男女がお互いの性と生命について尊重することができるよう、関係機関、学校、地域、家庭が連携し、性や生殖、女性の自己決定権などについての理解・認識を深めます。

また、高齢化にとめない、長い一生を心身ともに健康に過ごし、生きがいを持って社会参画できるよう、関係機関や地域との連携により、ライフステージに応じた男女の健康づくり・体力づくり事業や各種健康診査を実施するとともに、健康に関する相談・指導の充実に努めます。



【基本施策の方向とその内容】

基本施策の方向 16 支援を要する人が安心して暮らせる環境づくり

施策の項目	施策の内容
①ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親の経済的負担の軽減と就労支援 ・子育て家庭に対する短期子育て支援事業の充実 ・サービスに関する情報提供・相談体制の充実
②高齢者や障がい者(児)の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスや障がい福祉サービス等の充実 ・介護予防事業の推進 ・高齢者や障がい者の権利擁護事業の推進 ・自立支援やサービスに関する情報提供・相談体制の充実 ・高齢者や障がい者の経済的負担の軽減と就労支援 ・学習活動や世代間交流等による生きがいづくり事業の推進
③介護家族の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護支援サービスの充実 ・男女がともに看護や介護の知識、技術を習得できる講座や教室の開催 ・介護家族の交流の促進
④看護や介護職への男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー等看護や介護職を志す男女を育成するための研修会や講座の開催
⑤地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉についての認識を深めるための啓発の推進 ・地域コミュニティ活動の活性化
⑥安全で安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン[※]の視点による公共施設・交通機関等の整備 ・民生児童委員をはじめ地域団体による高齢者宅の巡回など、地域の安全対策と見守り体制の確立 ・介助、介護や看護を必要とする人が生活しやすい住宅改修の支援 ・高齢者、障がい者等への虐待に関する相談体制の充実 ・高齢者、障がい者等の保護や関係機関との連携体制の整備・充実 ・高齢者、障がい者等への虐待に関する意識啓発や地域での防止の取り組みの促進

※ユニバーサル・デザイン：障がいのある人・ない人、あるいは年齢などの区別がなく、だれもが使えるように配慮されたデザインのこと。ユニバーサル（普遍的）という言葉が示しているように、「だれにでも公平かつ自由に使用でき、容易に使用方法や情報が理解でき、無理なく安全に使える」ようなデザインの実現ということ。また、広く社会システムのことをいう場合もある。

基本施策の方向 17 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

施策の項目	施策の内容
①妊娠・出産期の保健 対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業の推進 ・妊娠・出産・子育て期の心と身体の相談の充実 ・母子保健事業への男性の参加促進 ・健康教室、健康相談、健康診査時における託児サービスの充実 ・職場における母性保護の啓発
②ライフステージに応じた 健康管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育、健康相談の充実 ・各種健康診査の充実 ・各ライフステージに応じたきめ細かな健康づくり事業の推進 ・心の健康相談の充実
③健康づくり・体力づく りの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・年代や体力等に応じた運動・スポーツ活動の促進 ・食生活の改善の推進 ・地域での健康づくり推進リーダーの育成と地域での健康づくりの推進

市民、事業者、各種団体等の取り組み

- 子育て支援や介護サービス、保健・医療・福祉サービス、経済的支援などについて、どのようなサービスがあるのか理解し、活用しましょう。
- 困ったときは1人で抱え込まず、相談しましょう。
- 妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、男性も積極的に母子保健事業に参加しましょう。
- 飲酒や喫煙、薬物など健康を脅かす問題について正しく理解しましょう。
- 自らの健康に関心を持ち、健康診査を進んで受けましょう。
- 健康に不安や悩みを持った時は、早い時期に相談、診察を受けましょう。
- 地域での健康づくりや運動・スポーツ活動に参加し、自分に適した活動に継続して取り組みましょう。